

# 埼玉仮想工業団地運営規約

## (目的)

第1条 この規約は、埼玉県商工会連合会第3区会長会（以下「本会」という。）が構築するWebサイト「埼玉仮想工業団地」（以下「本サイト」という。）の円滑な運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## (運営管理)

第2条 本会は、インターネット上に仮想工業団地を構築し、登録事業所（以下「会員」という。）が提供する情報を公開して、会員の受発注・技術提携・共同開発等を積極的に支援するために本サイトを運営管理する。

## (組織)

第3条 本会は、埼玉県大里・児玉・秩父地区にある埼玉県商工会連合会第3区に所属する商工会で組織する。

## (事務局)

第4条 本サイトの事務局は、第3区会長会の役員会において決定し、当該商工会に委託する。

- 2 事務局は本サイトを統括し、運営委員会で決定した業務を推進する。
- 3 事務局業務分担は運営担当とサイト管理担当とする。
  - 1) 運営担当者は事務局の主幹とし、会長会・総会、運営委員会、事務局担当者会議、会員研修会を運営する。
  - 2) サイト管理担当者は、受注アンケート、会員加入退会管理、サイト管理を行う。

## (会計)

第5条 本サイトの経理は、第3区会長会の役員会において決定し、当該商工会に委託する。

- 2 会計は本サイトの会計業務一切を執り行う。

## (役員)

第6条 本サイトの役員は、埼玉県商工会連合会第3区会長会役員とする。

## (顧問)

第7条 顧問を置くことができる。

## (役員の任務)

第8条 本サイトの役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本サイトを代表し、総理して本会に報告する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代理する。
3. 幹事は、副会長を補佐し、本サイトを掌理する。
4. 監事は、本サイトの業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を本会に報告する。

#### (運営委員会)

第9条 本サイトの運営は役員会の委託を受けて、会員の中から選出された会員(運営委員)と各商工会事務担当者で行う。

- 2 運営委員長及び副運営委員長は運営委員の中から互選する。
- 3 運営委員長は運営委員会を招集し、会議の議長を務める。
- 4 副委員長は運営委員長を補佐し、委員長事故あるときは代理する。
- 5 運営委員は各商工会から推薦された会員とする。

#### (役員任免及び任期)

第10条 本サイトの役員及び運営委員は、埼玉県商工会連合会第3区会長会の総会において承認し、又は解任する。

- 2 役員及び運営委員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

#### (提供するサービス)

第11条 本会が本サイトで会員に提供する基本サービスは、次のとおりとする。

1. 定型フォームによる会員企業の紹介  
本会が定めるフォームにより、会員から提供された企業情報等を本サイトに掲載する。
2. 会員の自社ホームページへのリンク  
本サイトから会員の自社ホームページへのリンクを貼る。
3. 電子メールアドレスを持たない会員に対する連絡窓口  
電子メールによる受注・照会に対し、当該会員に連絡する。
4. 問い合わせ企業の与信情報の提供(日経テレコン)  
本サイトを通じて発生した引き合い等について、会員から与信調査の依頼があった場合、本会は可能な範囲で対象企業の情報を収集し会員に提供する。  
ただし、この場合には、本会は対象企業の情報を提供するのみで、その企業の信用を保証するものではないものとする。

#### (会員の資格及び加入登録手続)

第12条 本サイトの会員たる資格を有する者は、引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者で、本会が本サイトへの加入を承認した者とする。

ただし、本サイトの円滑な事業推進のために必要であるとして、本会が特に承認した場合には、会員となることができる。

- 2 本サイトに加入しようとする者は、本会が定める申込書を提出し、本会の承認を得なければならない。
- 3 本会に所属する商工会の会員は、当該会員の所属商工会を経由して幹事商工会に申込書を提出するものとし、非会員は、幹事商工会に直接申込書を提出するものとする。

(会費等及び手数料)

第13条 会員は、次に定める会費等を納入しなければならない。なお、脱退等いかなる事由が生じても徴収した会費等は返戻しないものとする。ただし、過誤納の場合は、この限りではない。

1. 本会に所属する商工会会員の会費 10,000円(年額)
2. 上記以外の会員の会費 30,000円(年額)
3. 加入金 5,000円(加入登録時のみ)

2 本会は、別に定める手数料を徴収することができる。

(事業年度)

第14条 本サイトの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(登録の抹消及び脱退)

第15条 登録の抹消は、本サイトの会員から登録抹消の申し出があった場合及び事業所の廃止、会費の未納、運営規約に従わなかった場合、その他本会が必要と認めた場合に行うものとし、脱退とする。

(掲載情報の更新)

第16条 本サイトに掲載する企業情報は、次のとおり更新するものとする。

1. 定期更新(無償)

年1回、会員へ掲載内容の変更希望の有無を問い合わせし、本会が定める期日までに申し出があった場合に掲載内容を無償で更新する。

2. 随時更新(有償)

定期更新以外で、会員から自社の掲載内容の変更依頼があった場合は、変更に係る手数料(実費:1回につき5,000円)を徴収し更新する。

(禁止事項)

第17条 会員は次の行為を行ってはならない。

1. 特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法、その他法令の定めに従わない行為。
2. 犯罪に結びつく行為。
3. 公序良俗に反する行為。
4. 日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為。
5. 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある行為。

6. 他の登録者、その他の第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為。
7. 本サイト上で会員の運営する企業に関わる情報以外を宣伝する行為。
8. 本サイトと同種または類似の業務を行う行為。
9. 本サイトのサービス業務の運営・維持を妨げる行為。
10. 当サイトに関して利用しうる情報を改ざんする行為。
11. 有害なコンピュータープログラム等を送信または書き込む行為。
12. 本サイトに登録する権利を譲渡する行為。

(パスワードの管理等)

第 18 条 会員の本サイトへの登録を認めた場合には、会員に対して登録ページにアクセスするための ID およびパスワードを割り当てて登録する。

2 会員は前項のパスワードについて第三者に知られないように管理する。

3 本サイトはコンテンツの送信、その他サイトへのアクセスについて送信された ID およびパスワードがいずれも会員が登録したものである場合には、会員からの送信として取り扱うこととし、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、一切責任を負わない。

(サービスの停止)

第 19 条 会員は第 9 条 1 項記載の本サイトが提供するサービスが、下記の事項により一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止による登録料の返還、損害の賠償等を本サイトに請求しないこととする。

1. 本サイトのサーバ、ソフトウェア等の点検・修理・補修等のための停止。
2. コンピュータ、通信回線等の事故による停止。
3. その他やむを得ない事情による停止。

(免責事項)

第 20 条 本会は、本サイトの会員及び利用者に損害が発生しても一切責任を負わないものとし、次のとおり免責事項を定める。

1. 本サイトの会員は、取引に関して全ての自己責任を負うものとする。
2. 横受け・共同受注の場合には、当事者が等しく責任を持つものとする。
3. 本サイトの会員は、製品・サービスに関する責任（瑕疵担保責任、PL法など）を持つものとする。
4. 本サイトを掲載しているサービスプロバイダ等の事故により、本サイトの機能が利用できない場合。

(規約外の規定)

第 21 条 この規約に定めのない事項については、本会の議決を経て別に定める。

附 則

(実施の時期)

- 1 この規約は、平成 13 年 8 月 1 日から施行する。

- 2 この規約の改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 3 この規約の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この規約の改正は、平成27年4月1日から施行する。